

第1号議案2019年度一般会計補正予算に反対の立場から討論します。今回の補正予算で問題があると思うのは、キャッシュレス決済導入促進事業です。安倍政権は、10月からの消費税10%への増税にあたって、9か月間、キャッシュレス決済へのポイント還元を行うとしています。2025年までにキャッシュレス決済比率を40%まで高める計画で、消費者、中小・小規模事業者双方のキャッシュレス化を推進しようとするものです。これは国民大多数が反対する消費税10%増税を押し付ける方策でもあり、それを機に、強引にキャッシュレス化をはかるやり方は賛成できません。

また商店などでは、キャッシュレス決済事業者に支払う手数料が大きな負担となります。政府は、増税後9か月は、手数料は最大3.25%で、その3分の1を補助するとしていますが、9か月たてば補助はなくなり、手数料も5%、10%に引きあがる可能性があります。

さらにカード決済の場合、売上げが手元に入るのに、1か月あるいは半月等の遅れが生じ、規模の小さい事業者ほど資金繰りに苦労することになります。

消費税が10%になったら商売がどうなるか。全国商工新聞で紹介された昨年9月実施のアンケート調査によると、建設業、食料・繊維・木製品・印刷関連製造業、金属・機械器具製造業、流通・商業、宿泊・飲食業、サービス業の6業種すべてで、10%になったら消費税の「転嫁がよりきびしくなる」との認識が広がっており、特に宿泊・飲食業では82.7%が単価等に「転嫁できない」と回答したとのことです。転嫁できなければ身銭を切って払わなければなりません。まさに営業破壊の税制です。

また消費者にとっても、10%になったらいまより年8万円も家計負担が増えるとの調査もあり、とてもポイント還元などで消費の冷え込みが防げるとは考えられません。キャッシュレス化を促進するより、消費税増税を中止させることこそ地域経済を守る対策です。

森林環境譲与税事業は、国税の森林環境税が2024年から個人住民税とあわせて年1000円賦課徴収されるのに先立ち、その収入額に相当する額が県と市町に配分され、これを基金として活用するものです。

日本共産党はこの法律制定に国会で反対しました。温室効果ガス削減目標の達成や、森林の公益的機能による恩恵を口実に、本来、国や温室効果ガスを排出する企業が引き受けるべき負担を、国民個人に等しく押し付けることなどの問題があったからです。しかし、法律の施行によって譲与税を基金に積み立てることまで反対する立場はとりません。

同時に、解決すべき問題もあります。本県には2期目に入った元気な森づくり県民税事業があり、県民税均等割に年700円加算されています。県民税事業で実施している奥山林や里山林整備は重要ですが、日本共産党県議団は目的税で県民個人の負担を求めることに一貫して反対してきました。

森づくり県民税と森林環境税は、事業内容が重なる部分があり「二重課税」になります。そのため県は、森づくり県民税のあり方を検討する会議を設置し、12月までに見直しをはかる方針です。そこで県民個人の税負担の廃止を含めた抜本的見直しを行うよう求めるとともに、譲与税による基金の用途、事業の内容をしっかりとチェックする必要があるというのを申し添え、討論いたします。